

第 3 6 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年足立区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「第 1 9 条」を「第 1 8 条」に改める。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「 4 , 5 7 0 」を「 5 , 4 8 0 」に、「 7 , 1 4 0 」を「 8 , 5 6 0 」に、「 9 , 6 8 0 」を「 1 万 1 , 6 0 0 」に、「 2 , 6 0 0 」を「 3 , 1 2 0 」に、「 4 , 2 0 0 」を「 5 , 0 4 0 」に、「 5 , 7 9 0 」を「 6 , 9 4 0 」に、「 3 6 0 」を「 4 3 0 」に、「 4 8 」を「 5 7 」に、「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に、「 2 4 」を「 2 8 」に、「 3 , 6 0 0 」を「 4 , 3 2 0 」に、「 2 , 4 0 0 」を「 2 , 8 8 0 」に、「 7 , 4 4 0 」を「 8 , 9 2 0 」に、「 1 万 7 , 7 0 0 」を「 1 万 7 , 0 0 0 」に、「 6 , 5 6 0 」を「 7 , 8 7 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「 2 4 0 」を「 2 8 0 」に、「 3 6 0 」を「 4 3 0 」に、「 4 8 0 」を「 5 7 0 」に、「 9 8 0 」を「 1 , 1 7 0 」に、「 2 , 4 0 0 」を「 2 , 8 8 0 」に、「 4 , 8 0 0 」を「 5 , 7 6 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「 5 , 0 4 0 」を「 6 , 0 4 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「 6 , 5 6 0 」を「 7 , 8 7 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「 1 万 1 , 8 0 0 」を「 1 万 1 , 3 0 0 」に、「 5 , 8 9 0 」を「 5 , 6 6 0 」に、「 5 , 7 1 0 」を「 6 ,

「 8 5 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項中「 1 万 7 , 7 0 0 」を「 1 万 7 , 0 0 0 」に改め、同表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）」を「令」に、「 1 万 7 , 7 0 0 」を「 1 万 7 , 0 0 0 」に、「 6 , 0 0 0 」を「 7 , 2 0 0 」に、「 1 7 万 7 , 0 0 0 」を「 1 7 万」に、「 8 万 8 , 5 0 0 」を「 8 万 5 , 0 0 0 」に改め、同表令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料置場の項中「仮囲」を「板囲」に、「 9 , 0 7 0 」を「 1 万 8 0 0 」に、「 2 , 9 0 0 」を「 3 , 4 9 0 」に、「 1 万 7 , 7 0 0 」を「 1 万 7 , 0 0 0 」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる仮設収容施設の項中「 6 , 5 6 0 」を「 7 , 8 7 0 」に改める。

別表中

「

令第 7 条 第 8 号及 び第 9 号 に掲げる 施設	上空、トンネル の上又は高速自 動車国道若しく は自動車専用道 路（高架のもの に限る。）の路 面下に設けるも の	階数が 1 の もの	占有面積 1 平方メート ルにつき 1 年	A に 0.006 を 乗じて得た額
		階数が 2 の もの		A に 0.008 を 乗じて得た額
		階数が 3 の もの		A に 0.011 を 乗じて得た額
		階数が 4 以 上のもの		A に 0.012 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.024 を 乗じて得た額		

」

を

「

令第7条第8号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号及び第10号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		

に改める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（提案理由）

占用料を改定するとともに、道路法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。